

令和 8 年 6 月 2 日 開会

川越市議会第 3 回定例会追加議案

(令和 8 年 6 月 2 4 日 提出)

(議案第 5 8 号)

議 案 目 次

議案第58号	川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------	---	---

議案第 58 号

川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例

川越市職員退職手当条例（昭和 38 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出し中「地方公務員」の次に「又は国家公務員」を加え、同条第 1 項中「地方公務員」の次に「又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項第 2 号中「地方公務員」の次に「又は国家公務員」を、「給料月額」の次に「又は俸給月額」を加える。

第 10 条第 5 項中「（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

副市長の選任に伴い、このように措置する必要がある。